

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する 調査研究協力者会議 基礎資料

目次

I. 基本情報	P. 3
II. 養成課程	P.16
III. 採 用	P.23
IV. 研 修	P.32

I. 基本情報

◇ 養護教諭について

1 養護教諭の配置について

- 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、原則、必置。

(学校教育法第37条第1項、第49条、第49条の8、第69条第1項、第82条)

※学校教育法附則第7条の規定により、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校は、当分の間、養護教諭を置かないことができる。

- 幼稚園及び高等学校においては、任意。(学校教育法第27条第2項、第60条第2項)

	本務養護教諭数	学校数(A)	本務養護教諭がいる学校数(B)	配置率(B/A) (%)
国立	155	144	144	100.0
公立	28,489	28,222	26,755	94.8
私立	653	1,042	607	58.3
計	29,297	29,408	27,506	93.5

(※1) 出典: 令和4年度学校基本調査
(※2) 幼稚園、高等学校及び特別支援学校を除く

2 養護教諭の職務について

[任務]

- 幼児児童生徒の養護をつかさどる。(学校教育法第37条第12項 外)

[職務内容]

- 児童生徒等の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、健康課題のある児童生徒等への指導に当たるとともに、健康な児童生徒等についても健康の保持増進に関する指導を行う。

[職務の具体例]

- ① 保健管理 …… 救急処置、健康診断、個人及び集団の健康課題の把握、疾病の予防と管理
学校環境衛生の管理 等
- ② 保健教育 …… 各教科等における指導への参画 等
- ③ 健康相談及び保健指導 …… 心身の健康課題への対応 等
- ④ 保健室経営 …… 保健室経営計画の作成・実施・評価・改善、保健室の設備・備品の管理 等
- ⑤ 保健組織活動 …… 学校保健委員会の企画・運営への参画と実施、地域社会との連携 等

◇ 栄養教諭について

1 栄養教諭の配置について

- 全ての学校種(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校)において、任意。
(学校教育法第27条第2項、第37条第2項、第49条、第49条の8、第69条第2項、第82条)

	完全給食を実施している学校数(A)(※1)	栄養教諭等配置数(B)(※2)	配置率(B/A)(%)
国立	87	66	75.9
公立	29,003	11,344	39.1
私立	166	35	21.1
計	29,256	11,445	39.1

- (※1)出典:平成30年度学校給食実施状況調査
- (※2)出典:令和4年度学校基本調査
- (※3)「栄養教諭等配置数(B)」とは、栄養教諭及び栄養職員の配置数
- (※4)幼稚園、高等学校及び特別支援学校を除く

2 栄養教諭の職務について

[任務]

- 幼児児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。(学校教育法第37条第13項 外)

[職務内容]

- 食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行う。

[職務の具体例]

- ①食に関する指導・・・給食の時間における食に関する指導、教科等における食に関する指導への参画、食に関する健康課題を有する児童生徒等に対する個別的な相談指導(肥満、偏食、食物アレルギー等)
- ②学校給食の管理・・・学校給食実施基準に基づく栄養管理(献立作成)、学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理(管理、分析、確認、指導・助言)
- ③教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整

養護教諭等と栄養教諭等の教職員定数の算定

① 養護教諭等

- 3学級以上の小学校及び中学校に各1人の養護教諭等の定数を算定。
- 児童の数が851人以上の小学校と生徒の数が801人以上の中学校に更に1人の養護教諭等の定数を算定。
- 医師の常駐する医療機関(病院又は診療所)のない市町村又は離島で、2学級以下の小学校又は中学校の存するものに1人の割合で、養護教諭等の定数を算定。
- 特別支援学校に各1人の養護教諭等の定数を算定。児童生徒数61人以上の特別支援学校に更に1人の養護教諭等の定数を算定。
- 児童生徒に対する心身の健康への対応を行うために加配定数を措置。

(参考)近年の養護教諭の加配定数改善推移

	H27予算	H28予算	H29予算	H30予算	R1予算	R2予算	R3予算	R4予算	R5予算案
総数	360	370	380	390	400	410	410	415	435
対前年度	+15	+10	+10	+10	+10	+10	±0	+5	+20

② 栄養教諭、学校栄養職員

【単独実施校(学校給食を実施するための施設を置く学校)】

- 児童生徒数が550人以上の学校に1人、549人以下の学校については4校につき1人の割合で算定。
- 549人以下の単独実施校のみを1校から3校設置する市町村に1人の割合で算定。
- 学校給食を実施する特別支援学校に各1人の定数を算定。
- 児童生徒に対する食の指導への対応を行うために加配定数を措置。

【共同調理場(2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)】

- 共同調理場の対象となる小学校及び中学校の児童生徒数が1,500人以下の共同調理場には1人、1,501人から6,000人までの共同調理場には2人、6,001人以上の調理場には3人の割合で算定。

(参考)近年の栄養教諭等の加配定数改善推移

	H27予算	H28予算	H29予算	H30予算	R1予算	R2予算	R3予算	R4予算	R5予算案
総数	347	357	367	387	397	407	407	412	422
対前年度	+15	+10	+10	+20	+10	+10	±0	+5	+10

養護教諭数と配置状況<学校種別>

(令和4年5月1日現在)

区分		本務養護教諭数	学校数(A)	本務養護教諭がいる学校数(B)	配置率(B/A)(%)
小学校	国立	69	67	67	100.0
	公立	19,041	18,851	17,978	95.4
	私立	228	243	198	81.5
	計	19,338	19,161	18,243	95.2
中学校	国立	78	68	68	100.0
	公立	9,111	9,164	8,571	93.5
	私立	405	780	392	50.3
	計	9,594	10,012	9,031	90.2
義務教育学校	国立		5	5	100.0
	公立	284	172	172	100.0
	私立		1	1	100.0
	計	284	178	178	100.0

区分		本務養護教諭数	学校数(A)	本務養護教諭がいる学校数(B)	配置率(B/A)(%)
高等学校	国立	19	15		
	公立	4,592	3,489		
	私立	1,396	1,320		
	計	6,007	4,824		
中等教育学校	国立	8	4	4	100.0
	公立	53	35	34	97.1
	私立	20	18	16	88.9
	計	81	57	54	94.7
特別支援学校	国立	53	45		
	公立	1,806	1,111		
	私立	13	15		
	計	1,872	1,171		
全体(高・特除く)	国立	155	144	144	100.0
	公立	28,489	28,222	26,755	94.8
	私立	653	1,042	607	58.3
	計	29,297	29,408	27,506	93.5

(※) 出典：令和4年度学校基本調査

栄養教諭・学校栄養職員（栄養教諭等）数と配置状況＜学校種別＞

（令和4年5月1日現在）

区 分		完全給食を実施している学校数(A) (※1)	栄養教諭等配置数 (B)(※2)	配置率(B/A) (%)
小学校	国 立	69	61	88.4
	公 立	19,194	7,769	40.5
	私 立	87	26	29.9
	計	19,350	7,856	40.6
中学校	国 立	15	1	6.7
	公 立	8,702	2,549	29.3
	私 立	74	9	12.2
	計	8,791	2,559	29.1
義務教育学校	国 立	2	4	200.0
	公 立	80	111	138.8
	私 立	0	0	0.0
	計	82	115	140.2

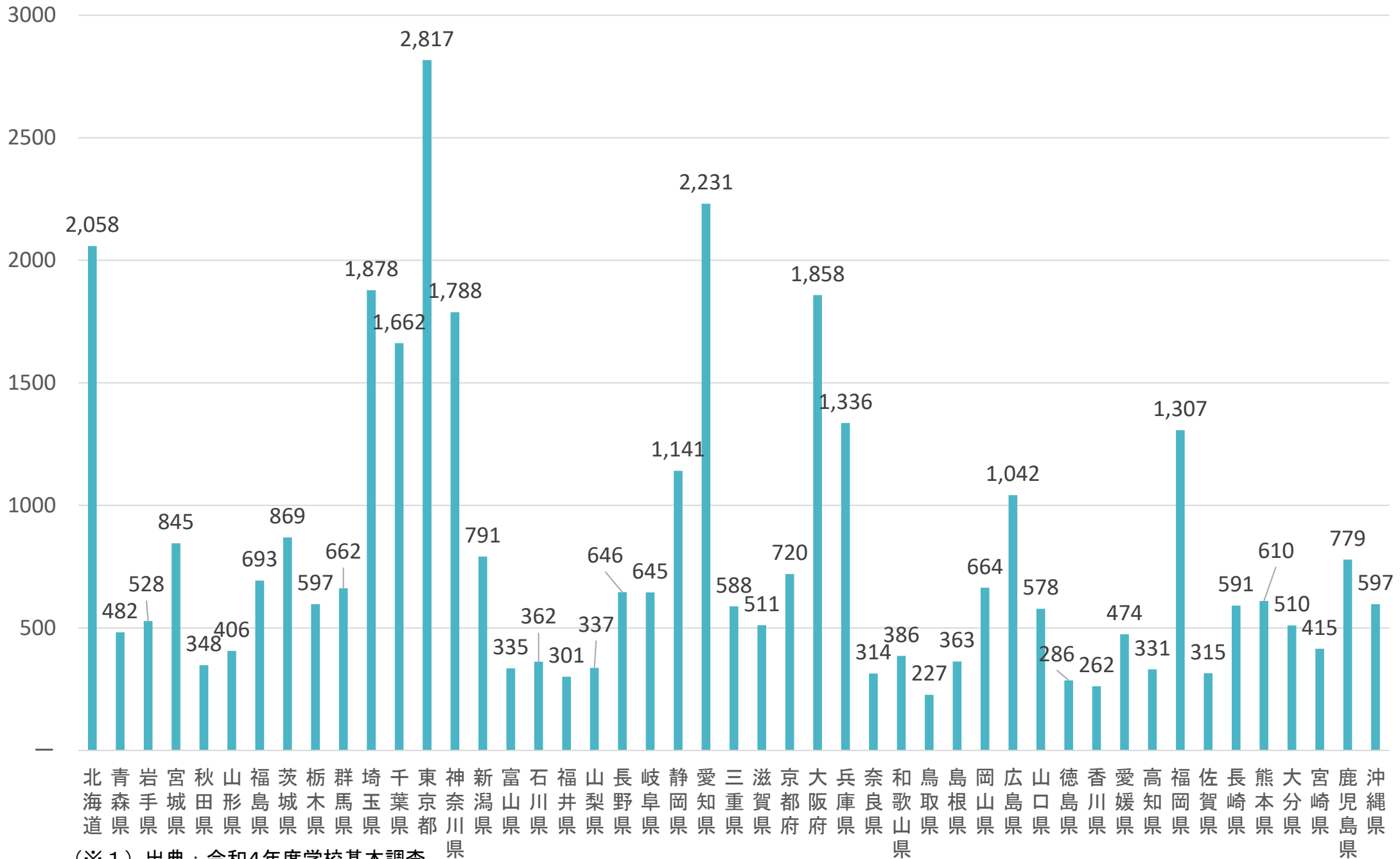
区 分		完全給食を実施している学校数(A)(※1)	栄養教諭等配置数 (B)(※2)	配置率(B/A) (%)
中等教育学校	国 立	1	0	0.0
	公 立	22	12	54.5
	私 立	5	0	0.0
	計	28	12	42.9
特別支援学校	計(※3)	1,005	903	89.9
全体(高・特除く)	国 立	87	66	75.9
	公 立	29,003	11,344	39.1
	私 立	166	35	21.1
	計	29,256	11,445	39.1

(※1) 出典：平成30年度学校給食実施状況調査

(※2) 出典：令和4年度学校基本調査

(※3) 特別支援学校の「完全給食を実施している学校数」は、「国公私」の区分別の数値がないため、合計値のみ記載。

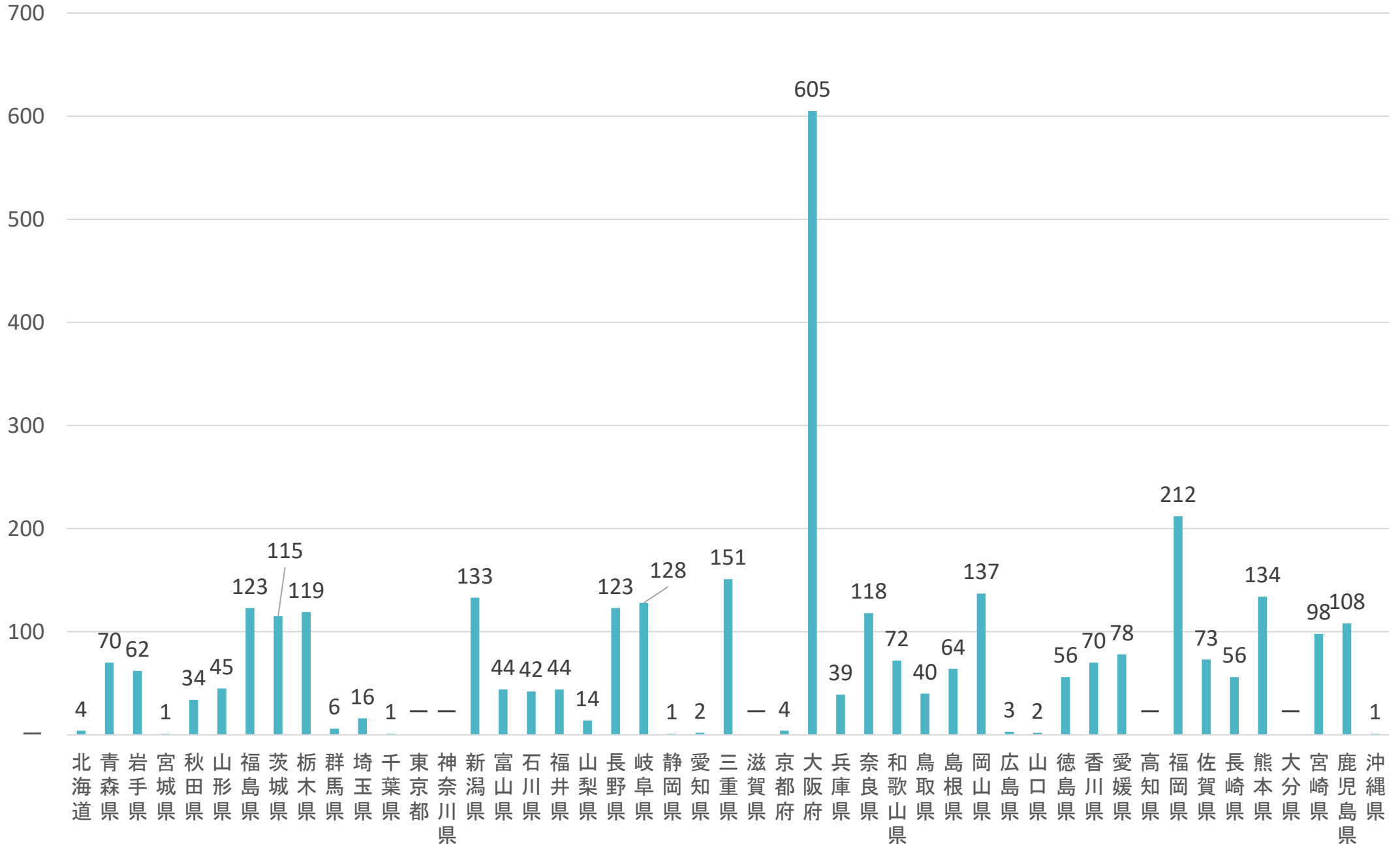
都道府県別教員数(養護教諭)



(※1) 出典：令和4年度学校基本調査

(※2) 国公私の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校(全日制+定時制)及び特別支援学校の合計値

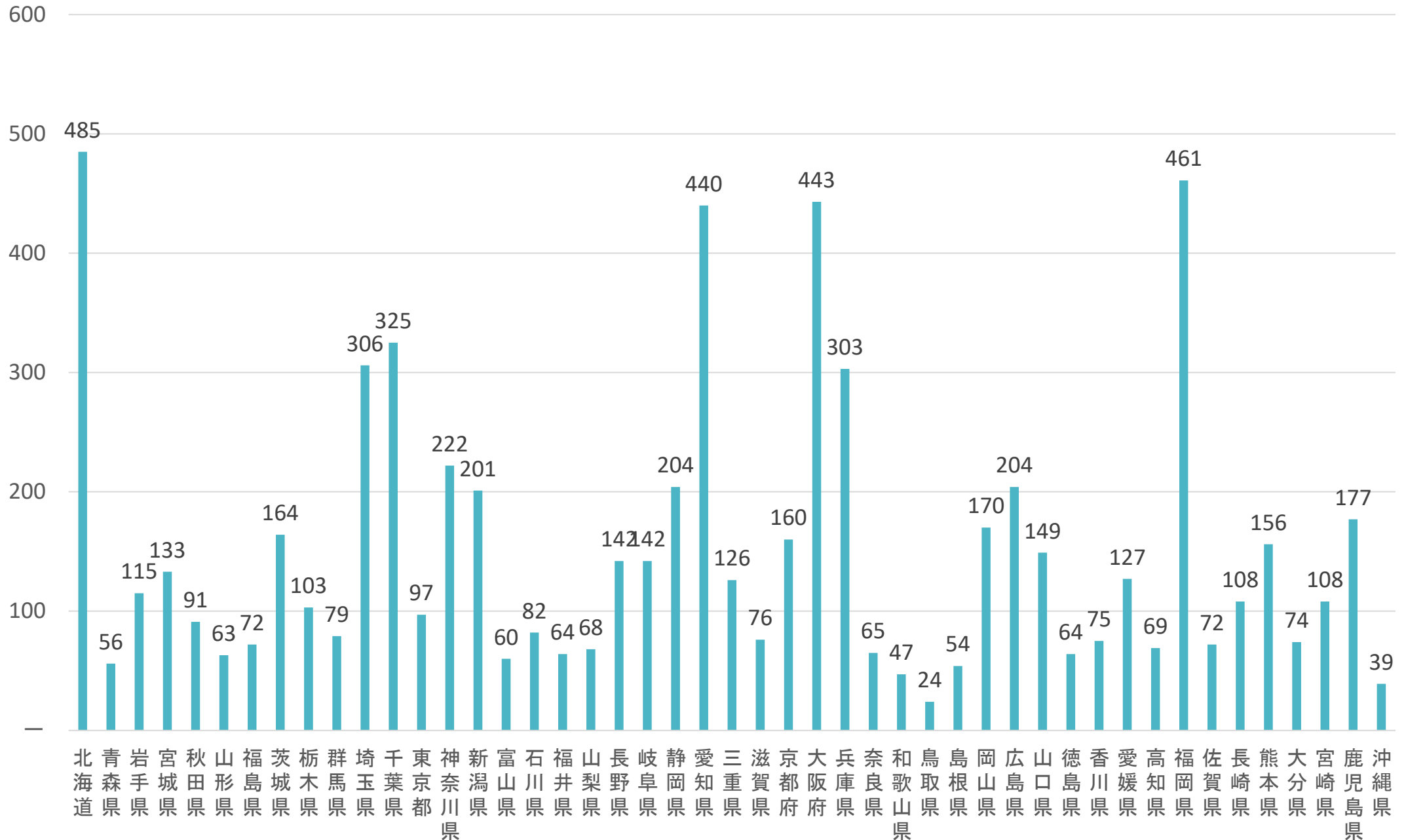
都道府県別教員数(養護助教諭)



(※1) 出典：令和4年度学校基本調査

(※2) 国公私の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校(全日制+定時制)及び特別支援学校の合計値

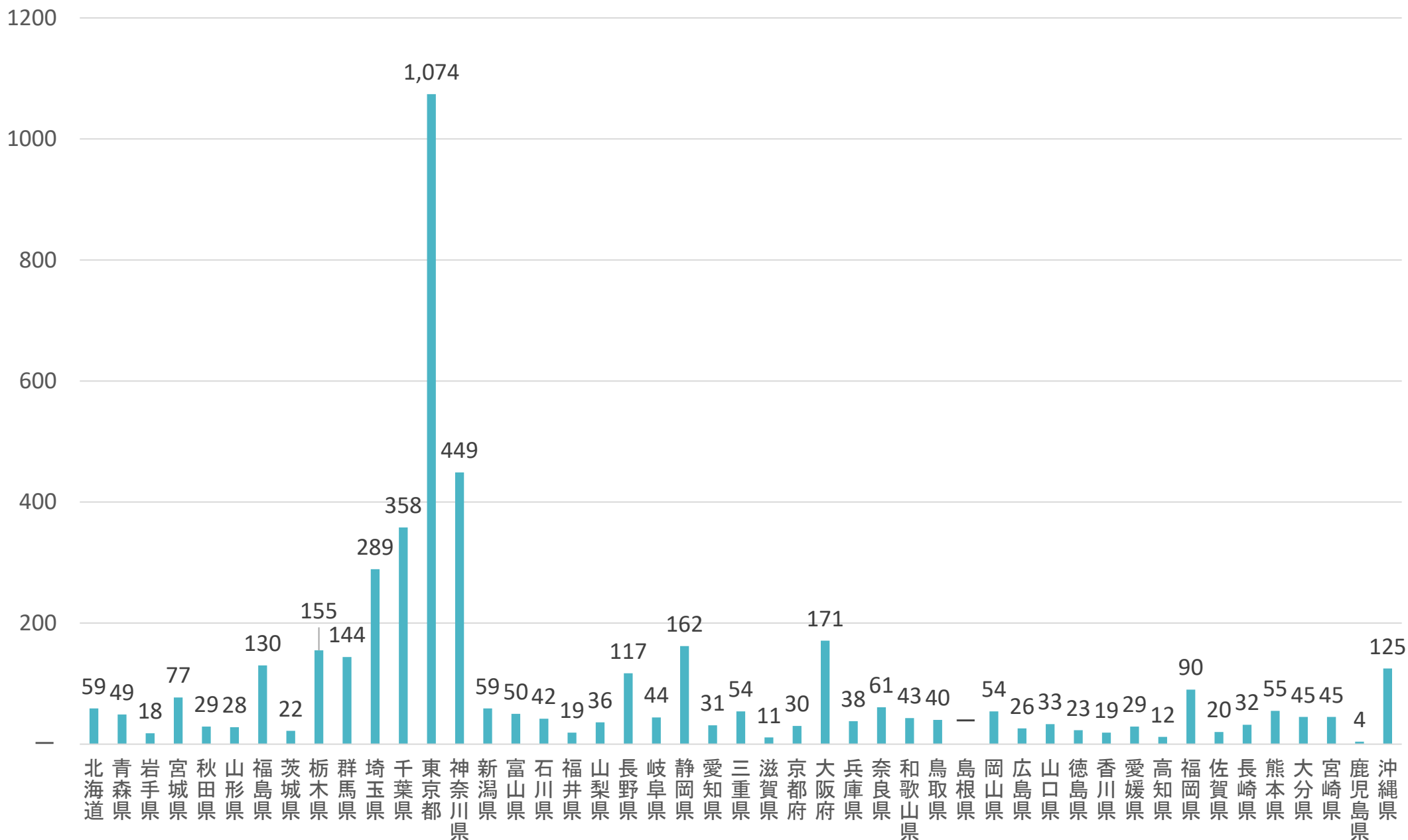
都道府県別教員数(栄養教諭)



(※1) 出典：令和4年度学校基本調査

(※2) 国公私の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校(全日制+定時制)及び特別支援学校の合計値

公立義務教育諸学校における都道府県別職員数(学校栄養職員)



(※1) 出典：令和4年度学校基本調査

(※2) 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の合計値

公立義務教育諸学校における栄養教諭及び学校栄養職員の配置数における栄養教諭の割合 (令和4年5月1日現在)

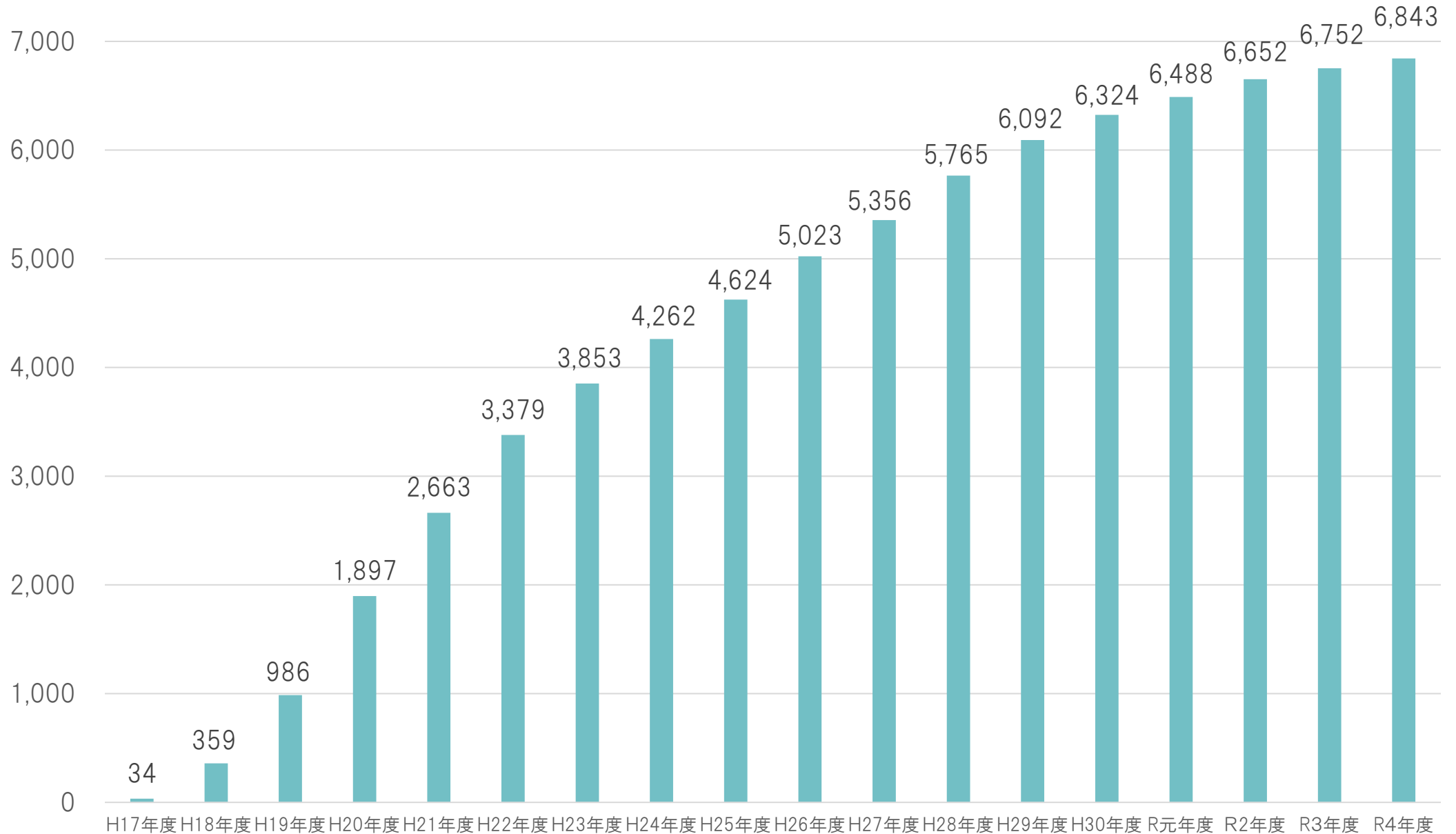
都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合
北海道	473	59	88.9%
青森県	46	49	48.4%
岩手県	111	18	86.0%
宮城県	127	77	62.3%
秋田県	87	29	75.0%
山形県	62	28	68.9%
福島県	71	130	35.3%
茨城県	161	22	88.0%
栃木県	98	155	38.7%
群馬県	74	144	33.9%
埼玉県	298	289	50.8%
千葉県	322	358	47.4%
東京都	77	1074	6.7%
神奈川県	219	449	32.8%
新潟県	196	59	76.9%
富山県	59	50	54.1%
石川県	78	42	65.0%
福井県	62	19	76.5%
山梨県	62	36	63.3%
長野県	142	117	54.8%
岐阜県	137	44	75.7%
静岡県	198	162	55.0%
愛知県	435	31	93.3%
三重県	123	54	69.5%

都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合
滋賀県	76	11	87.4%
京都府	153	30	83.6%
大阪府	434	171	71.7%
兵庫県	296	38	88.6%
奈良県	63	61	50.8%
和歌山県	46	43	51.7%
鳥取県	23	40	36.5%
島根県	54	0	100.0%
岡山県	166	54	75.5%
広島県	199	26	88.4%
山口県	142	33	81.1%
徳島県	63	23	73.3%
香川県	75	19	79.8%
愛媛県	123	29	80.9%
高知県	69	12	85.2%
福岡県	447	90	83.2%
佐賀県	68	20	77.3%
長崎県	99	32	75.6%
熊本県	149	55	73.0%
大分県	70	45	60.9%
宮崎県	98	45	68.5%
鹿児島県	174	4	97.8%
沖縄県	38	125	23.3%
全国	6843	4501	60.3%

(※1) 出典：令和4年度学校基本調査

(※2) 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の合計値

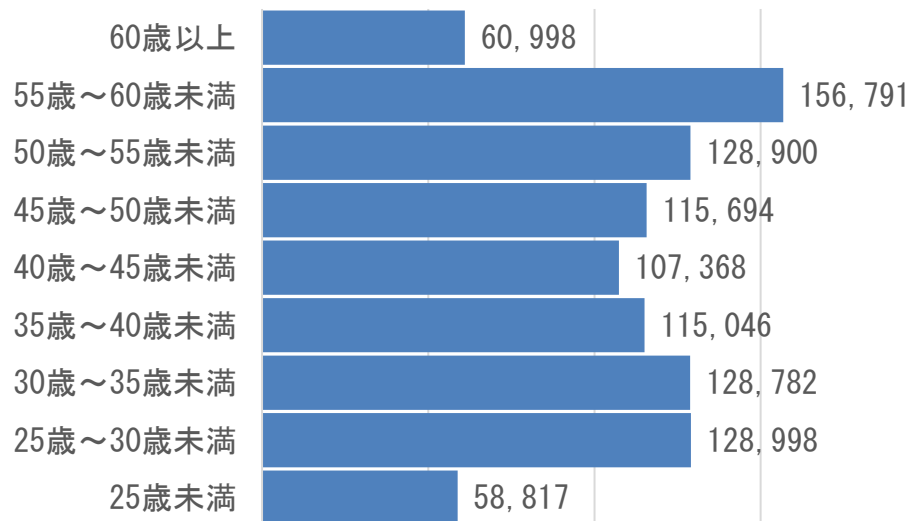
平成17～令和4年度栄養教諭配置数（公立義務教育諸学校）



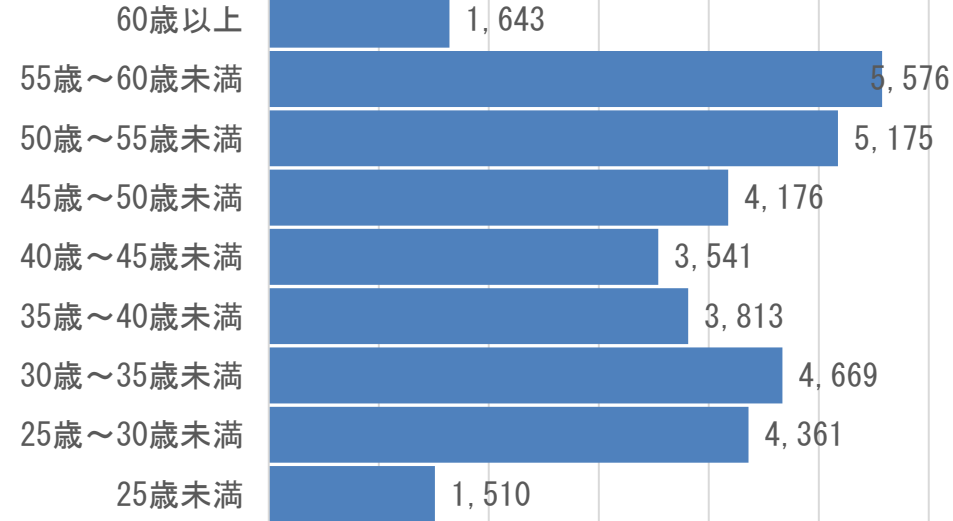
年齢別教員数

総計

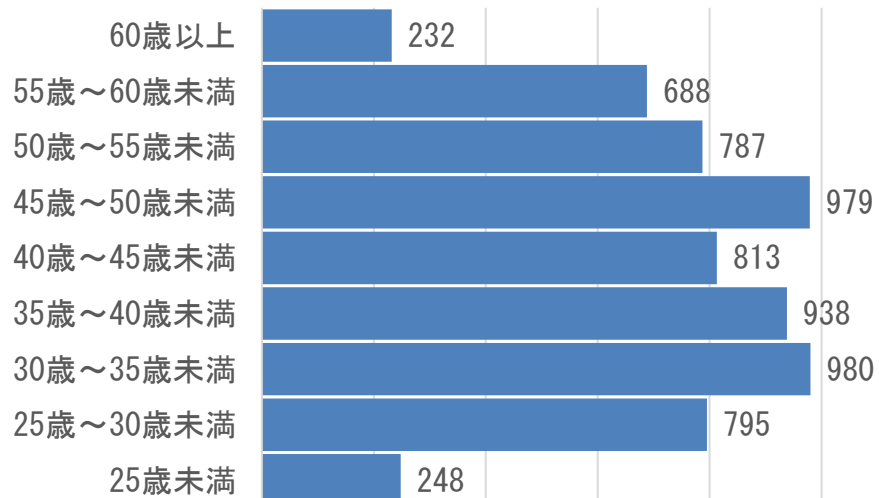
※本務教員の合計（校長，副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，講師，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭）



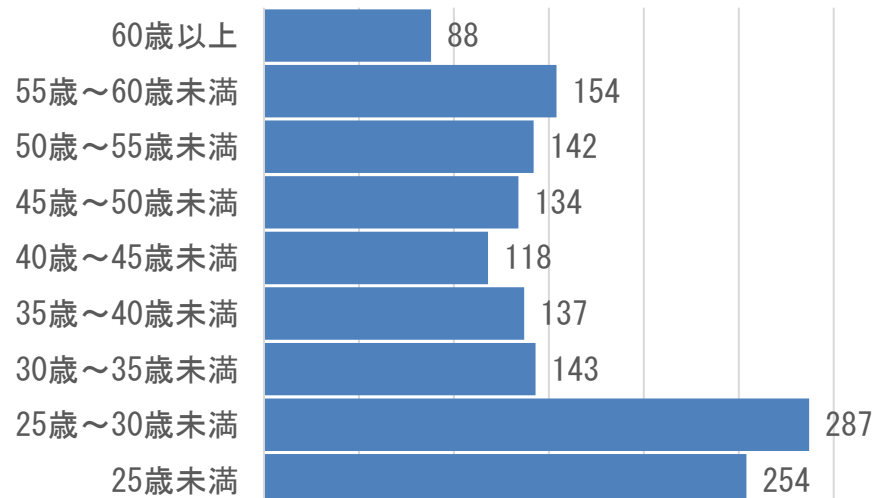
養護教諭



栄養教諭



養護助教諭



(※1) 出典：令和元年度学校教員統計調査

(※2) 国公私の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の合計値

II. 養成課程

養護教諭の免許状取得の方法について

免許状の種類		基礎資格	必要とする最低単位数
専修免許状		<u>修士の学位を有すること</u>	80単位
第1種免許状	イ 学士	<u>学士の学位を有すること</u>	56単位
	ロ 保健師	<u>保健師免許を有すること、かつ、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること</u>	12単位
	ハ 看護師	<u>看護師免許を有すること、かつ、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること</u>	22単位
第2種免許状	イ 短期大学士	<u>短期大学士の学位を有すること、又は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること</u>	42単位
	ロ 保健師	<u>保健師免許を有すること</u>	—
	ハ 保健婦 (旧保健婦規則)	旧保健婦規則により <u>都道府県知事の保健婦免許を受けた者</u> （国家試験を免除されて厚生労働大臣の免許を受けた者を含む）	—

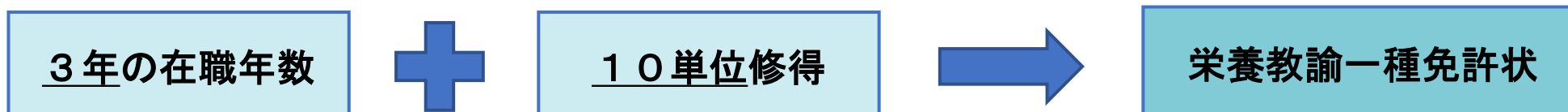
栄養教諭の免許状取得の方法について

○免許状取得要件

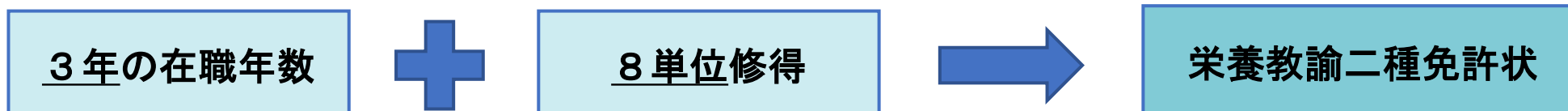
免許状の種類	基礎資格	必要とする最低単位数
専修免許状	<u>修士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること</u>	46単位
第1種免許状	<u>学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること</u>	22単位
第2種免許状	<u>短期大学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること</u>	14単位

○学校栄養職員から栄養教諭への移行措置

- ・管理栄養士免許保有者又は管理栄養士養成課程修了＋栄養士免許保有者



- ・栄養士免許保有者



※他の教員免許状を有している場合は、上記の在職年数及び単位数をさらに軽減。

普通免許状の授与件数

(令和2年度)

	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	206	17,208	26,811	44,225
小学校	1,480	23,262	3,445	28,187
中学校	4,152	37,739	2,406	44,297
高等学校	5,064	47,565		52,629
特別支援学校	207	5,488	6,605	12,300
養護教諭	77	2,799	1,058	3,934
栄養教諭	10	988	473	1,471
特別支援学校自立教科等		25	2	27
合計	11,196	135,074	40,800	187,070

※ 高等学校教諭の普通免許状については、学士以上を要件としており、二種免許状は設けられていない。

(出典) 令和2年度教員免許状授与件数等調査

教職課程を有する大学等数

(令和3年4月1日現在)

区分	大学等数	教職課程を有する大学等数		免許状の種類別の教職課程を有する大学等数							
				幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校教諭	
大学	国立	82	76	92.7%	50	52	71	76	21	3	52
	公立	95	65	68.4%	12	5	44	52	18	21	7
	私立	603	467(23)	75.6%	205(13)	191(13)	400(16)	419(18)	92(4)	116	108(5)
	計	780	608(23)	76.2%	267(13)	248(13)	515(16)	547(18)	131(4)	140	167(5)
短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	14	7	50.0%	4	0	3		0	1	0
	私立	303	216(8)	70.1%	202(7)	21	35(1)		9	42	2
	計	317	223(8)	68.6%	206(7)	21	38(1)		9	43	2
合計		1097	831(31)	74.0%	473(20)	269(13)	553(17)	547(18)	140(4)	183	166(5)
大学院	国立	86	76	88.4%	49	53	70	76	31	9	49
	公立	86	37	43.0%	3	3	29	35	6	4	0
	私立	480	295(11)	62.0%	57(5)	71(5)	246(6)	269(9)	28	31	12(1)
	計	652	408(11)	63.2%	109(5)	127(5)	345(6)	380(9)	65	44	61(1)
専攻科	国立	13	13	100.0%	0	0	0	1	0	0	12
	公立	13	2	15.4%	0	1	0	0	0	0	1
	私立	46	17	37.0%	3	6	12	13	1	0	0
	計	72	32	44.4%	3	7	12	14	1	0	13
短期大学専攻科	国立	0	0	0.0%	0	0			0	0	0
	公立	2	1	50.0%	1	0			0	0	0
	私立	84	16	19.0%	10	2			5	0	0
	計	86	17	19.8%	11	2			5	0	0
(専門学校等) 養成機関	国立	7	7		0	0			6	0	1
	公立	1	1		0	0			1	0	0
	私立	28	28		26	1			1	2	0
	計	36	36		26	1			8	2	1

※1 括弧内の数値は、各欄における教職課程を有する大学等数のうち、通信教育課程を有する大学等数。

※2 通信教育課程を有する大学においても、教職課程の科目のうち教育実習等の一部の科目は通学昼間スクーリングで実施される。

養護教諭普通免許状取得における養護及び教職に関する科目について

区分	左記区分に含めることが必要な事項	専修	第1種				第2種	
			イ 学士	ロ 保健師	ハ 看護師	イ 短期大学士		
第二欄 養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	4	○	左記○4科目に含まれる内容について3単位以上	○	左記○2科目についてそれぞれ2単位以上 左記■2科目について合わせて2単位以上	2
	学校保健	2	2	○		■		1
	養護概説	2	2	○		■		1
	健康相談活動の理論及び方法	2	2					2
	栄養学（食品学を含む。）	2	2	○		○		2
	解剖学及び生理学	2	2					2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2					2
	精神保健	2	2					2
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10					10
第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	○	左記○3科目のうち1以上の科目について2単位以上	○	左記○3科目のうち1以上の科目について2単位以上	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）							
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）							
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			○		○		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			○		○		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）							
第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6				3	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）							
	生徒指導の理論及び方法							
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
第五欄 教育実践に関する科目	養護実習	5	5	○	2単位以上	○	2単位以上	4
	教職実践演習	2	2					2
第六欄	大学が独自に設定する科目	31	7					4
		80	56	12		22		42

栄養教諭普通免許状取得における栄養及び教職に関する科目について

区分		左項区分に含めることが必要な事項	栄養教諭		
			専修免許状	一種免許状	二種免許状
第二欄	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	4	2
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
		食生活に関する歴史的及び文化的事項			
		食に関する指導の方法に関する事項			
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)			
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6	3
		教育の方法及び技術(情報機器及び機材の活用を含む。)			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理解及び方法			
第五欄	教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	2	2
		教職実践演習	2	2	2
第六欄	大学が独自に設定する科目		24		
			46	22	14

Ⅲ. 採用

公立学校の教員採用選考試験における受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)【総計】

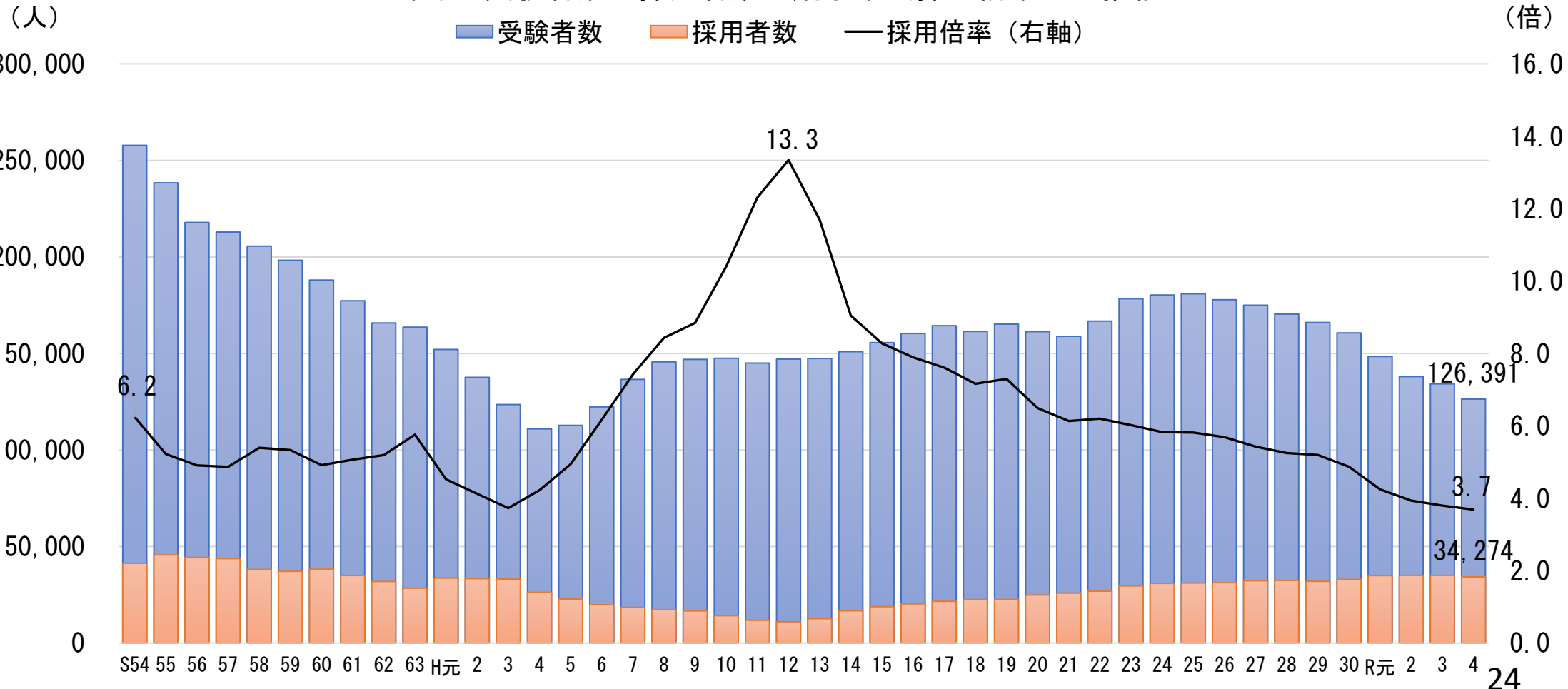
○全体の競争率(採用倍率)は、3.7倍で、前年度の3.8倍から減少

- ・採用者総数は、34,274人で、前年度に比較して793人減少

- ・受験者総数は、126,391人で、前年度に比較して7,876人減少

(注) 「全体」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計

総計 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



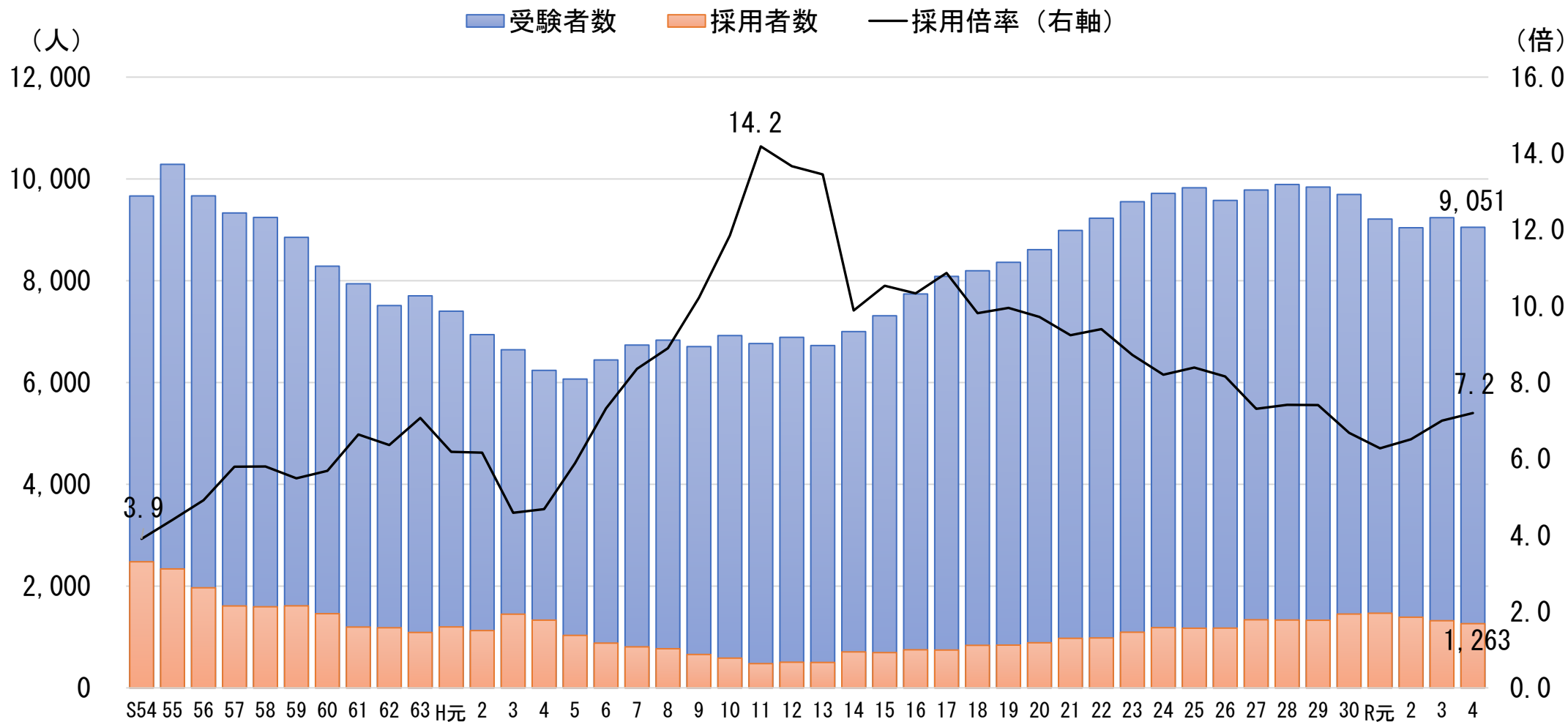
(出典) 文部科学省「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

公立学校の教員採用選考試験における受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)【養護教諭】

○養護教諭の競争率（採用倍率）は、7.2倍で、前年度の7.0倍から増加

- ・採用者数は、1,263人で、前年度に比較して56人減少
- ・受験者数は、9,051人で、前年度に比較して188人増加

養護教諭 受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移

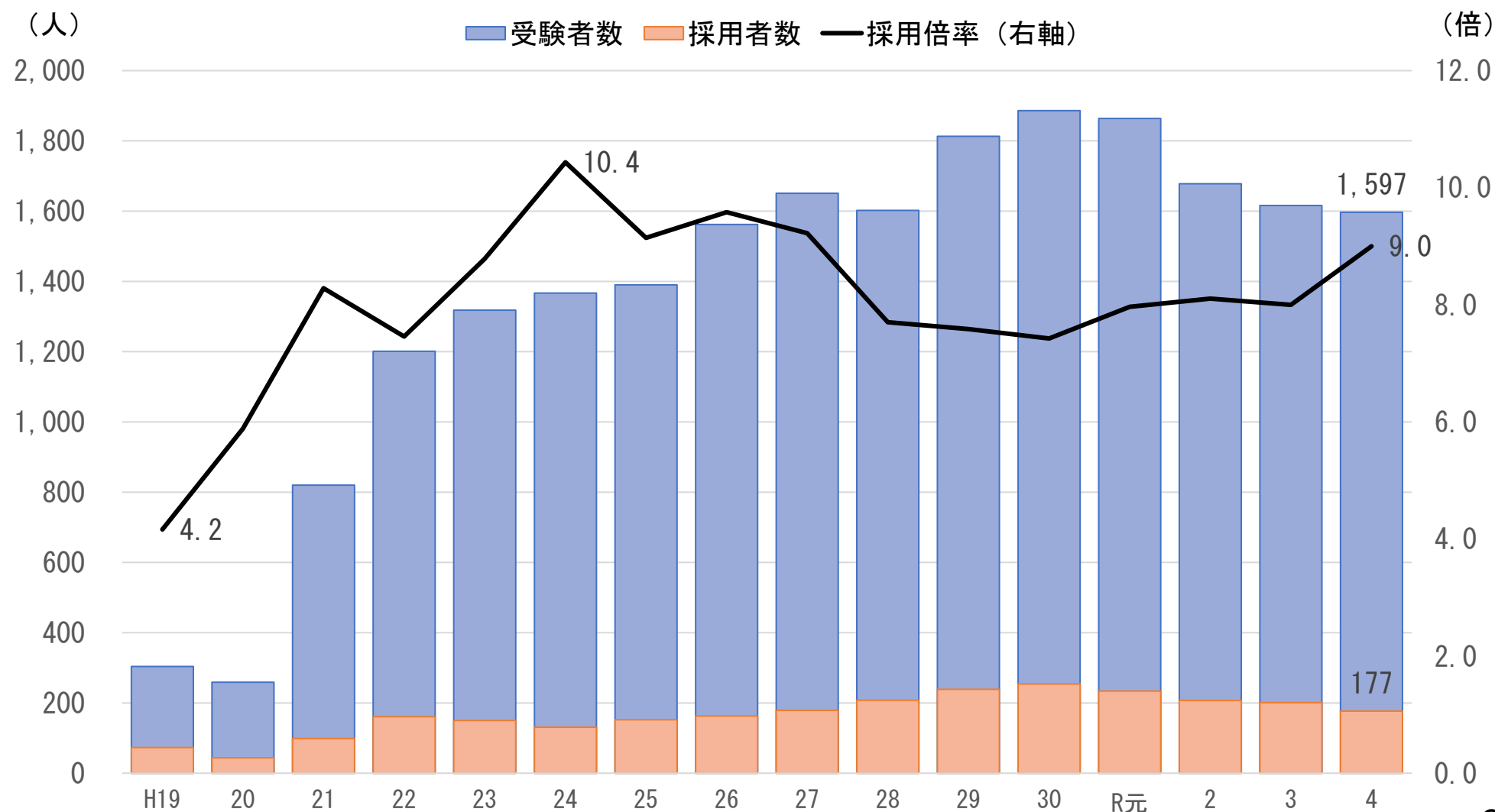


公立学校の教員採用選考試験における受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)【栄養教諭】

○栄養教諭の競争率（採用倍率）は、9.0倍で、前年度の8.0倍から上昇

- ・採用者数は、177人で、前年度に比較して24人減少
- ・受験者数は、1,597人で、前年度に比較して19人減少

栄養教諭 受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移



(出典) 文部科学省「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

公立学校教員採用選考試験における受験者数の内訳

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	養護教諭	栄養教諭	計	
受験者	国立教員養成 大学・学部	人数	8,678 (9,426)	5,520 (5,946)	2,561 (2,880)	1,354 (1,612)	1,031 (1,068)	24 (3)	19,168 (20,935)
		比率	21.4% (21.7%)	13.0% (13.5%)	10.7% (11.0%)	15.9% (16.6%)	11.4% (11.6%)	1.5% (0.2%)	15.2% (15.6%)
	一般大学 ・学部	人数	28,649 (30,212)	32,802 (33,683)	17,676 (18,992)	6,266 (7,115)	6,136 (6,145)	1,236 (1,227)	92,765 (97,374)
		比率	70.5% (69.5%)	77.0% (76.4%)	73.7% (72.6%)	73.5% (73.4%)	67.8% (66.5%)	77.4% (75.9%)	73.4% (72.5%)
	短期大学等	人数	1,497 (1,882)	766 (823)	105 (94)	270 (349)	1,676 (1,821)	306 (363)	4,620 (5,332)
		比率	3.7% (4.3%)	1.8% (1.9%)	0.4% (0.4%)	3.2% (3.6%)	18.5% (19.7%)	19.2% (22.5%)	3.7% (4.0%)
	大学院	人数	1,812 (1,928)	3,499 (3,653)	3,649 (4,197)	639 (620)	208 (205)	31 (23)	9,838 (10,626)
		比率	4.5% (4.4%)	8.2% (8.3%)	15.2% (16.0%)	7.5% (6.4%)	2.3% (2.2%)	1.9% (1.4%)	7.8% (7.9%)
	計	人数	40,636 (43,448)	42,587 (44,105)	23,991 (26,163)	8,529 (9,696)	9,051 (9,239)	1,597 (1,616)	126,391 (134,267)

公立学校教員採用選考試験における採用者数の内訳

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	養護教諭	栄養教諭	計	
採用者	国立教員養成 大学・学部	人数	4,804 (5,128)	2,150 (2,326)	693 (621)	689 (740)	247 (261)	1 (1)	8,584 (9,077)
		比率	29.7% (31.2%)	23.5% (23.1%)	15.5% (15.7%)	22.5% (23.9%)	19.6% (19.8%)	0.6% (0.5%)	25.0% (25.9%)
	一般大学 ・学部	人数	10,146 (10,091)	6,056 (6,639)	2,988 (2,572)	2,069 (2,073)	840 (858)	153 (162)	22,252 (22,395)
		比率	62.8% (61.4%)	66.3% (66.1%)	66.7% (65.0%)	67.5% (66.8%)	66.5% (65.0%)	86.4% (80.6%)	64.9% (63.9%)
	短期大学等	人数	469 (482)	125 (153)	34 (22)	71 (82)	142 (171)	20 (35)	861 (945)
		比率	2.9% (2.9%)	1.4% (1.5%)	0.8% (0.6%)	2.3% (2.6%)	11.2% (13.0%)	11.3% (17.4%)	2.5% (2.7%)
	大学院	人数	733 (739)	809 (931)	764 (741)	234 (207)	34 (29)	3 (3)	2,577 (2,650)
		比率	4.5% (4.5%)	8.9% (9.3%)	17.1% (18.7%)	7.6% (6.7%)	2.7% (2.2%)	1.7% (1.5%)	7.5% (7.6%)
	計	人数	16,152 (16,440)	9,140 (10,049)	4,479 (3,956)	3,063 (3,102)	1,263 (1,319)	177 (201)	34,274 (35,067)

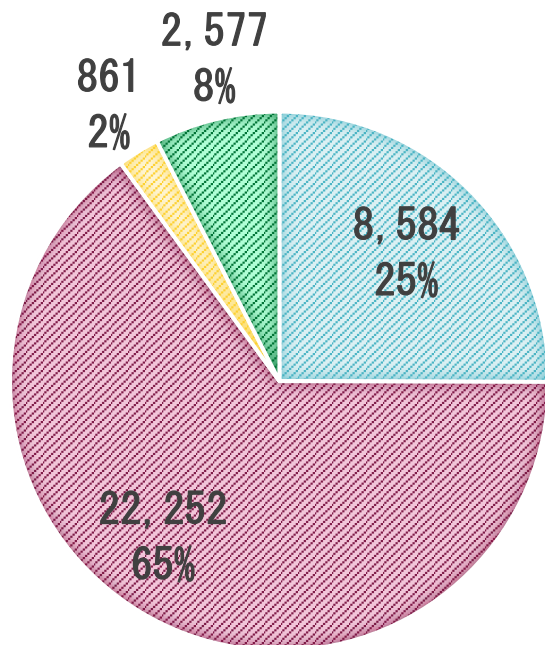
公立学校教員採用選考試験における採用率の内訳

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	養護教諭	栄養教諭	計
採用率 (%)	国立教員養成 大学・学部	55.4% (54.4%)	38.9% (39.1%)	27.1% (21.6%)	50.9% (45.9%)	24.0% (24.4%)	4.2% (33.3%)	44.8% (43.4%)
	一般大学	35.4% (33.4%)	18.5% (19.7%)	16.9% (13.5%)	33.0% (29.1%)	13.7% (14.0%)	12.4% (13.2%)	24.0% (23.0%)
	短期大学等	31.3% (25.6%)	16.3% (18.6%)	32.4% (23.4%)	26.3% (23.5%)	8.5% (9.4%)	6.5% (9.6%)	18.6% (17.7%)
	大学院	40.5% (38.3%)	23.1% (25.5%)	20.9% (17.7%)	36.6% (33.4%)	16.3% (14.1%)	9.7% (13.0%)	26.2% (24.9%)
	計	39.7% (37.8%)	21.5% (22.8%)	18.7% (15.1%)	35.9% (32.0%)	14.0% (14.3%)	11.1% (12.4%)	27.1% (26.1%)

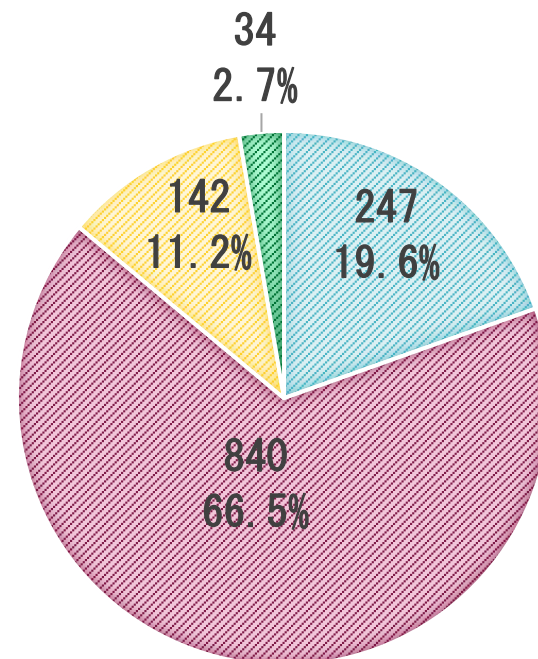
公立学校教員採用選考試験における採用者の学歴別内訳

■ 国立教員養成大学・学部 ■ 一般大学・学部 ■ 短期大学等 ■ 大学院

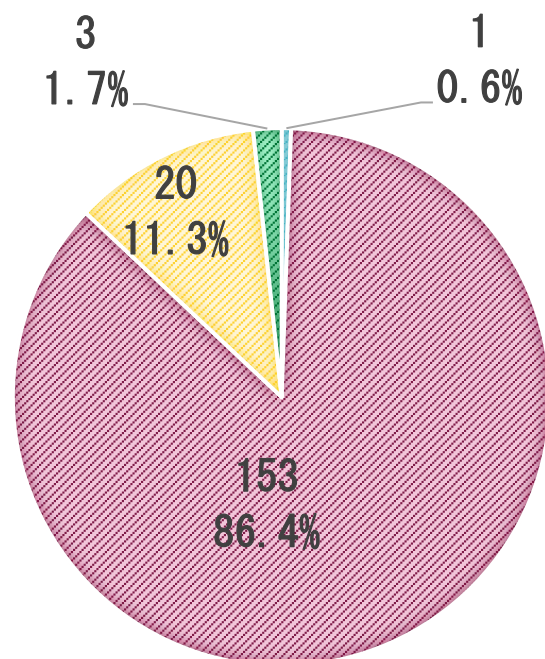
総計



養護教諭



栄養教諭



(出典) 文部科学省「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1) 「国立教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。

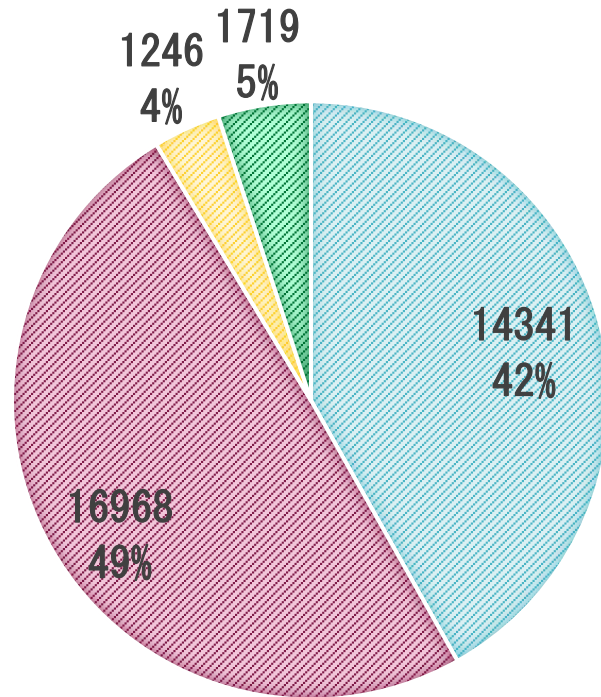
(注2) 「短期大学等」には、短期大学のほか、指定教員養成機関、高等専門学校、高等学校、専修学校等出身者を含む。

公立学校教員採用選考試験における採用者の採用前状況別内訳

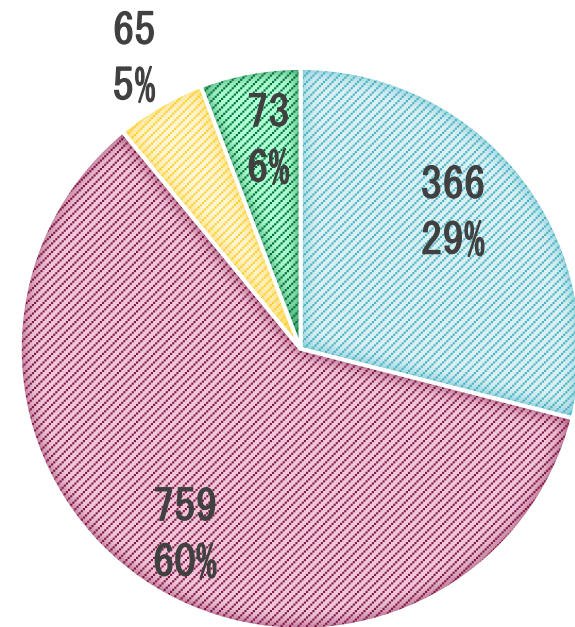
■ 新規学卒者 ■ 教職経験者 ■ 民間企業等勤務経験者 ■ その他既卒者

総計

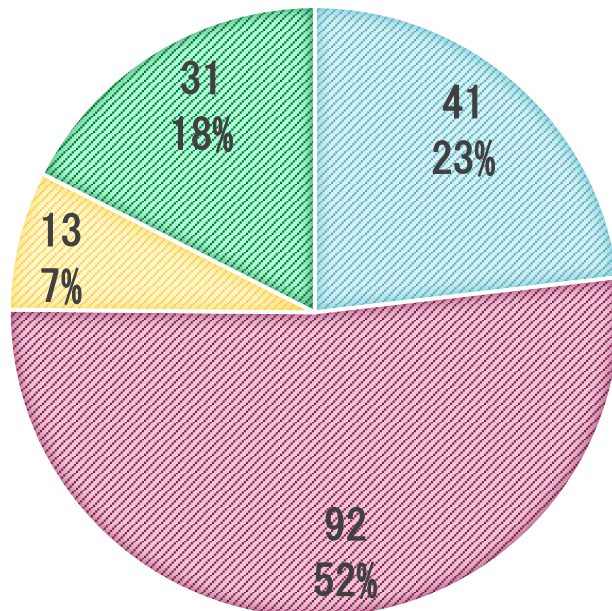
※小・中・高等学校の教員のほか、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭を含む。



養護教諭



栄養教諭



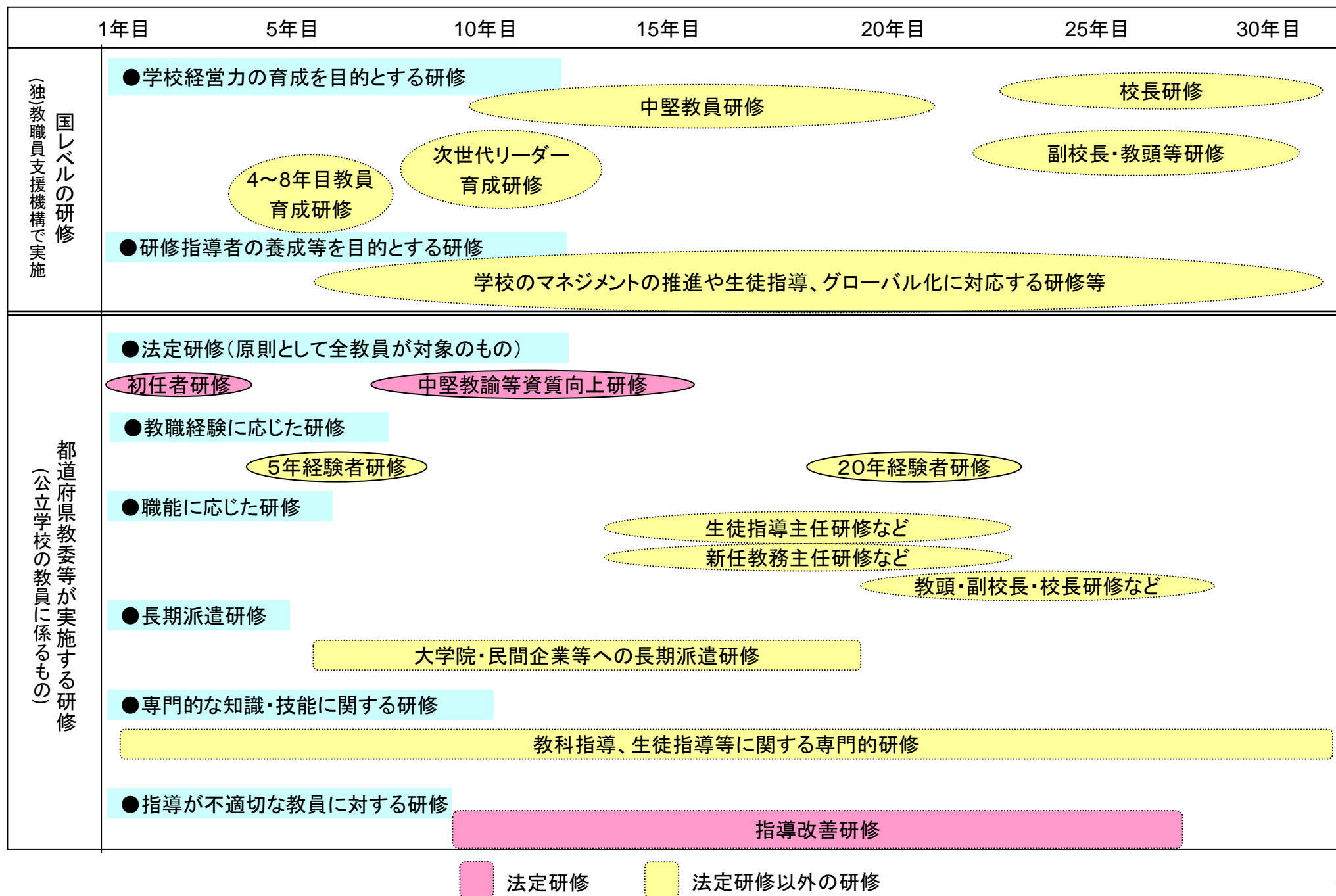
(出典)文部科学省「令和4年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1)「教職経験者」とは公立学校教員採用前の職として国公立学校の教員であった者をいう。

(注2)「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。

IV. 研修

教員研修の実施体系



初任者研修の概要

1. 目的 : 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を修得させる
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
※教諭等とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことを指し、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭は含まれない。
3. 実施者 : 任命権者（都道府県・指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会）
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第23条（昭和63年制度創設、平成元年度から実施）
5. 研修内容 : 実施者が定める

<文部科学省が教育委員会に示した目安>

I. 校内研修

時間数：週10時間以上、年間300時間以上
指導教員を中心とする指導及び助言

II. 校外研修

日数：年間25日間以上

- ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導
- ②企業・福祉施設等での体験研修
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修

初任者研修の実施状況

○研修対象者数

小学校：15,847人 中学校：8,669人
高等学校：4,141人 特別支援学校：3,005人 計31,662人

○初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
7.3時間	7.3時間	7.6時間	7.4時間

○研修内容

教科指導、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、安全に関する指導、公務員倫理・サービス、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

○初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
14.3日	14.3日	14.8日	14.3日

中堅教諭等資質向上研修の概要

1. 目的 : 教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等 (指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定)
※教諭等とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことを指し、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭は含まれない。
※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標
※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画
3. 実施者 : 任命権者 (都道府県・指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う
※幼稚園については、任命権者 (ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第24条 (平成29年度から実施)
5. 研修内容 : 任命権者が定める

<十年経験者研修 (中堅教諭等資質向上研修の前身) について文部科学省が教育委員会に示した目安>

※中堅教諭等資質向上研修においては、日数の目安を示していない

I. 長期休業期間等の研修

日数 : 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所 : 教育センター等

講師 : ベテラン教員、指導主事

内容 : 教科指導、生徒指導等に関する研修

II. 課業期間の研修

日数 : 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所 : 主として学校内

指導助言 : 校長、教頭、教務主任等

内容 : 授業研究、教材研究等

中堅教諭等資質向上研修の実施状況

○研修対象者数

小学校 : 14,224人 中学校 : 7,968人
高等学校 : 5,406人 特別支援学校 : 2,964人
幼稚園 : 440人 幼保連携型認定こども園 : 258人 計31,260人

○研修の年間実施日数 (平均)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
20.4日	20.4日	19.4日	19.0日	12.0日	11.9日

○研修内容

教科指導、教育課程の編成、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育・男女共同参画、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

出典 : 文部科学省 中堅教諭等資質向上研修実施状況 (令和2年度) 調査結果
※調査対象 : 119都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

令和3年度公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標策定に関するアンケート調査

調査の概要

実施主体：独立行政法人教職員支援機構

調査対象：67自治体（47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会）

調査期間：令和3年10月（基準日：令和3年10月1日）

調査方法：メールによる質問紙調査

回収率：100%

職種	令和2年度までに作成	令和3年度に修正予定	令和3年度に作成予定
校長	65	17	0
副校長	44	14	0
教頭	56	12	0
主幹教諭	45	11	0
指導教諭	27	5	0
教諭	66	16	0
助教諭	13	4	0
養護教諭	62	15	0
養護助教諭	11	3	0
栄養教諭	60	15	0
（幼稚園）園長	22	9	2
（幼稚園）副園長	15	6	1
（幼稚園）教諭	23	9	1
主幹保育教諭	7	3	1
指導保育教諭	5	2	0
保育教諭	11	5	1
助保育教諭	5	2	0
事務職員	8	1	2
寄宿舎教諭	3	0	0
実習教諭	5	0	0
実習助手	5	0	0
その他	14	5	0